

請願第 55号

平成24年12月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

麻生区

柿生美山台自治会

ほか 5名

(仮称) デュークガーデン上麻生マンション建設計画の説明会開催を求める請願

請願の趣旨

柿生美山台住宅は、総開発面積約45,000坪、1975年(昭和50年)に工事完了し、当初販売区画270の優良な戸建住宅団地です。1997年(平成9年)10月には、集合住宅の乱立防止と住環境の維持・継承の目的で、「柿生美山台自治会の住環境保全宣言」を自治会にて採択し、麻生区役所に届け出ました。以後この精神にのっとり、住民一同は柿生美山台自治会(以下、自治会と略す)地域内の住環境の保全に努力してきました。一方、自治会地域北側に隣接する急傾斜地は緑豊かな土地であり、尾根道は付近住民だけでなく、自治会住民にとっても憩いの場所でした。ここに突然マンション建設計画が持ち上がりました。

本年9月29日、表題マンション建設の事業者である荒川建設工業株式会社(以下、荒川建設と略す)がマンション2棟(いわゆる地下室マンション、合計戸数99、駐車台数50)の新築工事を計画していることを、隣接住民である自治会員に説明し、工期は2年から2年半に及ぶとしました。荒川建設が計画している表題マンションは、来年7月に施行が予定される斜面地建築物と称される建物建築に関わる条例改正後は規模を縮小しないと建てられなくなる代物であり、荒川建設は駆け込み申請を考えていると推測されます。

そもそもこの建設予定地は、今から22年前に別の業者がマンション建設を計

画しましたが、自治会及び周辺住民の大反対に遭ったのと、市政史を汚す贈収賄事件へと発展したため、その業者は計画を断念・撤退し、その後荒川建設に転売されたいわく付きの土地であります。

表題マンション建設の資材搬入経路は自治会内に位置する幅6m道路になることが想像されます。このため自治会は、荒川建設に対して、要望書を通じて計画説明会を開催し、資材搬入経路等を明確にするよう再三要望してきました。これに対し10月24日付回答書ほかにて、荒川建設は計画説明会を開催すると自治会に約束しましたが、いまだに荒川建設は「資材搬入経路は工事業者が決まってからでないと明らかにできない」とし、計画説明会を開催しておらず、資材搬入経路も明らかにしていません。他方、9月25日以前に、市まちづくり局に対し経路の計画図を提出しています。

荒川建設は、「王禅寺・上麻生の住環境を守る会」（以下、守る会と略す）に向けては、11月25日に計画説明会を実施しました。柿生美山台自治会からはオブザーバーとして、環境・交通担当の役員2名と会員1名が出席しました。この説明会において、壇上の荒川建設**取締役が、自治会内を直線で南北に抜け、美山台公園の東側に隣接する幅6m道路を指さして、「ここが計画している資材搬入道路です」と説明しました。資材搬入道路が特定されたのであれば、当該道路沿いの住民は「周辺住民」と特定され、それぞれ計画説明会の実施を事業者に要望できます。にもかかわらず、当該説明会において、**取締役は壇上で、「柿生美山台自治会に向けては、工事説明会はやるつもりだが、計画説明会はやるつもりはない」と断言しました。言行不一致、自分たちの都合の良いように勝手に解釈を変更する信用できない会社であることを露呈させました。あきれたことに、荒川建設は翌日11月26日に市まちづくり局に連絡を入れ、まちづくり局の御指導どおり、隣接住民の全てを対象に計画説明会を開催したとうその報告を行いました。

柿生美山台自治会内の道路（市道）は、そのほとんどが住民の生活道路です。特に荒川建設が搬入経路として特定した美山台公園東側隣接の南北に走る幅6mで延長約400mの道路は、元来住宅地内の生活道路を対象に計画され、急傾斜の自然豊かな樹林地であった表題マンション建設計画地に大規模な集合住宅が建設されることを想定して建設されていません。一年を通して大型工事用車両

が通ることはほとんどなく、構造上も多種の大型工事用車両が2年以上の期間継続して往来することを想定していません。日曜日を除く毎日、多くの大型車両が通行すれば、搬入経路の周辺住民を中心として、柿生美山台住宅の住環境に著しい影響を与えることになると考えます。運搬車両通行による騒音及び振動被害、運搬車両がまき散らすであろう粉じんによる被害が十分に予想されます。更に工事期間中に交通量が急増することから交通事故発生リスクが増大すると考えます。表題マンションが当初の計画どおりに完成した暁には、表題マンション住民の車両50台が通行することになり、マンション建設前に比べて交通量が増え、住環境の悪化と交通事故リスク増大の問題は継続すると考えます。

荒川建設が表題マンション建設の資材搬入経路として、自治会内に位置する幅6mで延長約400mの道路を検討の対象としているとすれば、荒川建設に説明責任を果たさせ、住民要望に誠実な対応をするよう御指導いただきたくお願いいたします。

請 願 項 目

- 1 荒川建設の説明回避の姿勢を改めさせ、柿生美山台自治会住民に対して表題マンションの建設計画説明会を開くよう荒川建設を指導してください。また当該計画説明会の日程は、少なくとも2週間以上前に自治会宛て通知するよう荒川建設を指導してください。
- 2 柿生美山台自治会住民は、「総合調整条例」が定める近隣関係住民に該当し、事業者は求めに応じて説明する義務を課せられているはずですが、しかし隣接住民以外に説明がなく、周辺住民が持つ要望書や意見書を提出する権利を行使する機会を奪われてしまいました。自治会住民が近隣関係住民として総合調整条例に沿って要望書、意見書の提出などの手続を行えるよう、荒川建設及び市当局を指導してください。
- 3 荒川建設と柿生美山台自治会が工事協定を結ばない限り、工事を強行することのないよう指導してください。

紹介議員

山 崎 直 史
雨 笠 裕 治
花 輪 孝 一
竹 間 幸 一
松 川 正二郎